

第12回尾道市空家等対策協議会 議事概要

【開催日時】 令和元年5月29日（水）午前10時から午前10時45分まで

【開催場所】 尾道市庁舎5階委員会室

【次 第】

1 開会

2 議題

特定空家等の略式代執行について

概要：西土堂町の特定空家等について、平成31年1月に土地所有者に対し 勧告を行なったが、措置期限経過後も状況の改善が見られなかったため、略式代執行による除却の対象となるかを含め、今後の措置について検討を依頼した。

→当該特定空家等は、「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険な状態であること」、さらに建物所有者は死亡し、相続人は全員相続放棄したことから、「過失がなくて措置が命ぜられるべき者を確知することができない」として、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第10項の規定に基づき、略式代執行による除却の対象であると判断された。

3 報告

緊急安全措置について

4 次回協議会開催及び本年度のスケジュールについて

5 報道機関への情報提供について

6 閉会